

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 2 年 4 月 1 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課特定健診担当係

電話 011-211-2887

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

特定健診等受診券電算出力及び封入封緘業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30 年～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」に登録されている者であること。

(3) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001 規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001

(JISQ27001) の認証を受けていること。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 政令指定都市において、過去 5 年間に於いて本業務と同様の業務について実績があること。
- (7) 仕様書等の内容を熟知し業務内容を理解した上で、本告示に示した役務の提供が十分可能であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。

なお、入札説明書は札幌市公式ホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/keiyaku.html>

- (2) 入札の日時及び場所

令和 2 年 4 月 13 日（月曜日） 15 時 15 分

札幌市役所地下 1 階 4 号会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

- (3) 入札書の提出方法

入札書を作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。

送付による場合は、令和 2 年 4 月 10 日（金）17 時 00 分まで（必着）に、札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課特定健診担当係に提出すること。その際、中封筒と外封筒の二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印し、外封筒に「特定健診等受診券電算出力及び封入封緘業務の入札書在中」の旨を記載（朱書き）すること。

- (4) 開札

入札後直ちに(2)の場所にて行う。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札に要求される事項

入札者は、入札説明書、仕様書、契約書などについて疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 最低制限価格の設定

無

(7) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して 3 日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類

(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(8) 詳細は入札説明書による。